

受付	令和 5年 11月 28日
	午前・ <del>午後</del> 3時 24分

## 一 般 質 問 通 告 書

令和 5年 11月 28日

高山村議会議長 西原 澄夫 様

高山村議会議員 高井 央葉

質 問 事 項	質 問 の 趣 旨
1、中学校運動着の名前の刺繍廃止検討を	<p>高山中学校の運動着は長袖長ズボン、半袖半ズボン全てにおいて苗字の刺繍が入っている。中学校の入学にあたり、制服一式、運動着一式、指定の上履き、鞆等の購入で10万円程度が必要となっていて、兄弟間、また保護者間でのお下がり等、各家庭工夫しながら準備されているところだが、運動着に関してはこの名前の刺繍がネックでお下がりやしづらい状況がある。この名前の刺繍の廃止について質問する。</p>
	<p style="text-align: center;">質 問 要 旨 と 質 問</p> <p>① 運動着に名前の刺繍をすることになった経緯は。            ② お下がりを利用することについて、禁止事項などの決まりはあるか。            ③ 昨今、不審者対策として、名札は小中学校共に学校で保管したり、持ち物についても出来るだけ内側に書くように言われたりしている中、高山中学校では夏は運動着での登下校が認められており、その際の名前の刺繍についての配慮は何かされているか。            ④ 名前の刺繍の廃止についての考えはあるか。            ⑤ 社会経済情勢やSDGsの観点からも小中学校合わせて学用品のリユースを進める必要があると考える。ただ、PTAの活動としては子どもの減少による負担を軽減しながらも、子ども達の安心安全を学校と一緒に守っていく課題があり、新たなことをやれる余裕はなく、現在は任意団体での動きが少しあるのみである。行政としてやれることではないかとも思うが、行政として学用品のリユースについてどう考えているか。</p>

※ 質問の趣旨・要旨は、わかりやすく記載するようご配慮ください。

質問事項	質問の趣旨
<p>2、高山村らしい会計年度任用職員制度利用を</p>	<p>2020年4月の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入され、それまで嘱託職員や臨時職員といった一般職非常勤職員とされていた方々が会計年度任用職員へと移行された。</p> <p>法改正以前は、その任用状況が自治体ごとに異なり、採用方法が不明確なため適切な任用がされない、貢献度の高い職員であってもボーナスを支給できないなどの問題があり、これらを解消すべく、この制度が導入されたが、この制度に代わっても全国的にいろんな問題点が指摘されている。また、職種としては一般的に、保育士や児童クラブの指導員、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカーなど、専門性があり、かつ住民の生活に密着しているものが多いと感じる中で、こういった職員の方々が安心して仕事をできるような環境であることが、村民の暮らしを守ることに繋がると考え、高山村の会計年度任用職員制度の現状と、処遇改善について問う。</p>
	<p style="text-align: center;">質問要旨と質問</p> <p>① 会計年度任用職員は単年度の任用が原則となっているが、継続して更新することはできるか。</p> <p>② フルタイムとパート職員の区分の違いは何か。</p> <p>③ 定期健診、メンタルヘルスのストレスチェック実施、メンタルヘルス研修などは会計年度任用職員も対象となっているか。</p> <p>④ 労働安全衛生法に基づき、一定の規模に該当する事業場では、安全委員会、衛生委員会、又は両委員会を統合した安全衛生委員会を設置しなければならないとなっているかと思うが、会計年度任用職員の代表も委員会に入っているか。</p> <p>⑤ 働き方や業務やその時間等において、正規職員や会計年度任用職員などの任用区分はあるかと思うが、村民からすると皆さん役場の職員であり、違いは分からない。職員の中での区分差のようなものはあるか。また情報共有は職員全員でされているか。</p>

※ 質問の趣旨・要旨は、わかりやすく記載するようご配慮ください。